



# 見守り・声かけ活動を始めよう

## ～あなたの「まいど！」が地域を笑顔に～



これからも継続して住み慣れた地域で安心して生活するために、見守り活動に取り組んでいる地域があります。その活動は何をきっかけに始まったのでしょうか。きっかけとなった活動の一例を紹介します。

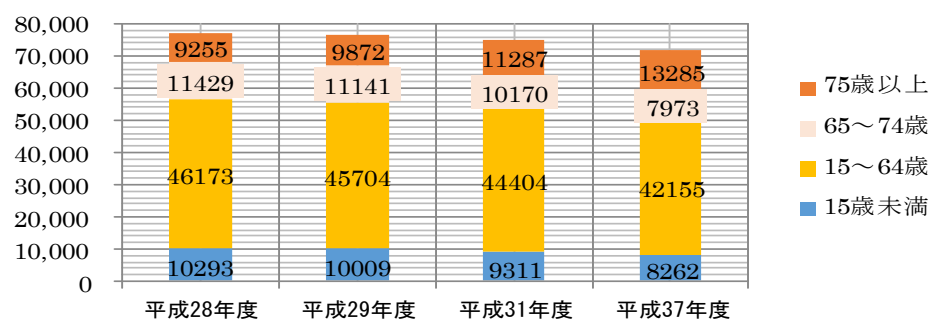
### 地域の課題から

- 地域の高齢化が進んできた
- 行方不明者の情報遅れにより、早期発見できなかったケースがあった
- 空き巣が多かったことがあり、防犯パトロール活動を行っていたが、孤独死や徘徊事例をきっかけに防犯パトロール活動兼見守り活動がはじまった
- 元気な住民が少しでも活動でき、お互い支え合えたらという絆づくり

### 日頃のお付き合いから

- 昔から安否確認を行っていたことが今でも継続している
- 本人からの申し出で安否確認を行うことになった
- 支援が必要なケースを早期に関係機関につなぐためのネットワークづくり

交野市の人口の推計（第6期介護保険事業計画より）



人口構成別にみると15歳未満及び、15～64歳は減少傾向であるのに対して、65歳以上は増加傾向であり、平成29年度の高齢化率は27.4%になることが予想されます。

## 見守り活動の目的

見守り活動の目的は、次の5つです。  
一人で抱え込まず、地域の人や専門職と協力しながらすすめてみましょう。

|    |  |
|----|--|
| 発見 | ① みつける<br>アンテナを高くし、地域の人が互いに困っていることをなるべく早く発見します。                            |
| 発信 | ② つたえる<br>把握した困りごとに対応できる社会資源（福祉制度・サービス、施設、人など）を調べ、それを伝えることによって活用（利用）を促します。 |
| 調整 | ③ つなげる<br>対応が困難な困りごとに対しては、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地域の身近な相談窓口等への情報提供や橋渡しをします。     |
| 啓発 | ④ ひろげる<br>困っている人や不安を抱えている人が、気軽に相談できる雰囲気をつくります。地域の課題を共有し、「支えあい」の意識を高めます。    |
| 活動 | ⑤ うごく<br>地域住民や校区福祉委員、専門職とともに、課題解決のための方法について話し合い、支援体制をととのえます。               |

- 住民と専門職の井戸端会議などの場を通して、福祉の困りごとを早期発見する体制づくりが大切です。
- 専門職は、地域と力をあわせて支援をしていきます。



## ～見守り活動者の声～

### 見守り活動者として気をつけていること

- \* 同じ目線で話をよく聴く
- \* SOSのサインを見落とさない
- \* 見守り対象者のご近所さんにも協力をお願いする
- \* 構えず、自然体でいる
- \* 自分のこともオープンに話す
- \* 個性を大切にす
- \* 自分にできることをする
- \* 地道に足を運ぶ
- \* 一人で抱え込まず、つなぐ
- \* 日ごろから声かけをする



### 見守り活動をして良かったこと

- ・「ありがとうと言ってくれた」
- ・「いろいろな方と知り合えた。学ぶことが宝です」
- ・「異常に対して早く対処出来た」
- ・「見守りをしているおかげで、対象者の方からも声をかけてもらえるようになった」
- ・「自分のためにもなる。役割が出来てうれしい」
- ・「今まで元気がなかった人が、元気になった姿を見ることが嬉しい」



### 地域の見守りからつながった事例

- ・いつもふれあいサロンに来ているAさんが、顔なじみの人に「どちら様？」と言っており、気になった校区福祉委員が地域包括支援センターに相談したところ、認知症になっていることが分かり、支援につながりました。
- ・サロンのチラシを配りに行くと、郵便物がたまっていました。民生委員と訪問してみると、体調を崩して倒れていました。すぐに救急車をよび、一命をとりとめることができました。



## 個人情報の取り扱いについて

個人情報については、法律もできて地域の活動がやりづらくなってきたという声もあります。このような中、地域の中でルールを決めることや、本人の同意を得ることが、活動の際に大切になります。

### 【 留意点 】

- ・活動者には、個人情報の観点から、個人情報の取扱者として、誓約書を提出していただくのもひとつの方法です。
- ・個人情報を取得する場合には、利用目的を伝えて、本人の同意を得ましょう。
- ・取得した個人情報は、利用目的の範囲でのみ取扱いしましょう。
- ・個人情報を第三者に提供するときは、あらかじめ本人の同意を得ましょう。
- ・取得した個人情報は、常に正確で最新の情報を保ちましょう。
- ・盗難や紛失などの防止のために安全管理措置をとりましょう。

## よくある疑問 Q&A

Q1. プライバシー（個人の秘密）を守ることの注意点は何か？

A1. 知り得た情報は、むやみやたらに情報を拡散するのではなく、必要な人へのみ、必要な情報だけ提供するように心掛けましょう。他に情報を提供する場合はご本人の同意が不可欠です。

Q2. 同意を得られず支援を拒否する人には、どのように活動を進めたらいいでしょうか？

A2. 様子を見ながら、そっと見守ることから始めてみてはどうでしょうか。見守りの方法も買い物帰りや散歩といった機会をとらえて、見守ることもできます。

Q3. 民生委員・児童委員には守秘義務があるため、情報共有をどのように考えればいいでしょうか？

A3. 民生委員・児童委員から「情報を出してもらおう」のではなく、住民が「情報をつくる」ようにご近所同士で知っている情報を出し合い、見守り活動を通じて、お互いの信頼関係を築いていきましょう。

～ 発行 ～

交野市社会福祉協議会

TEL : 072-895-1185

FAX : 072-895-1192

Mail : nijimaru@katano-shakyo.com